

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2023年10月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「死亡一時金」です。

第19講 「死亡一時金」

（確定拠出年金法第40条 ほか）

「死亡一時金」は、確定拠出年金の給付の一つで、加入者等が死亡した場合に遺族が受けることができる給付です。

死亡一時金に関する規定としては、確定拠出年金法第40条（支給要件）、第41条（遺族の範囲及び順位）、第42条（欠格）のほかに、給付額の算定方法に関する規定として、確定拠出年金法施行規則第4条（給付の額の算定方法の基準）などがあります。なお、個人型年金の死亡一時金は、確定拠出年金法第73条により企業型年金に係る規定を準用することになります。

まず、主な条文をみてみましょう。

確定拠出年金法第40条（支給要件）

第1項 死亡一時金は、企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者（略）が死亡したときに、その者の遺族に、資産管理機関が企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づいて、支給する。

確定拠出年金法第41条（遺族の範囲及び順位）

第1項 死亡一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。ただし、死亡した者が、死亡する前に、配偶者（略）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受けられる者を指定してその旨を企業型記録関連運営管理機関等に対して表示したときは、その表示したところによるものとする。

第1号 配偶者

第2号 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

第3号 前号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

第4号 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって第二号に該当しないもの

第2項 前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては同号に掲げる順位による。（略）

第3項 前項の規定により死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が二人以上あるときは、死亡一時金は、その人数によって等分して支給する。

第4項 死亡一時金を受けることができる遺族がないときは、死亡した者の個人別管理資産額に相当する金銭は、死亡した者の相続財産とみなす。

第5項 死亡一時金を受けることができる者によるその権利の裁定の請求が死亡した者の死亡の後5年間ないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないものとみなして、前項の規定を適用する。

注）実際の条文には「下線」は入っていません。

確定拠出年金法第40条は、死亡一時金の支給要件に関する規定です。

死亡一時金は加入者又は加入者であった者が死亡したときに、その者の遺族が受け取ることができます。ただし、確定拠出年金の給付は個人別管理資産に基づいて算定されるため、個人別管理資産があることが要件となります。なお、国民年金の場合は、死亡一時金は保険料の掛捨て防止の観点から支給される給付であるため、死亡した者が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けていたときには支給されませんが、確定拠出年金の死亡一時金にはこうした制約はなく、老齢給付金（第16、17講参照）、障害給付金（第18講参照）を受けていた者が死亡した場合でも、遺族に死亡一時金が支給されます。また、死亡一時金の支給は、他の給付同様に記録関連運営管理機関の裁定に基づいて、資産管理機関（個人型年金の場合は国民年金基金連合会）が支給します。

次に、第41条で、遺族の範囲及び順位をみてみましょう。遺族の範囲は第1項の第1号～第4号に定められ、その順位は第2項により第1号～第4号の順となり、同一の号の中では記載の順となります。

最優先に死亡一時金を受け取れるのは配偶者で、生計維持関係の有無は問われません。また、届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者も含まれます（第1号）。

配偶者がいない場合は、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもののうち先順位の者が死亡一時金を受け取ることができます。（第2号）

第1号、第2号に該当する親族がいない場合は、その他の親族であって、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族が死亡一時金を受け取ることができます（第3号）。

第1号、第2号、第3号に該当する親族がいない場合は、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、死亡した者との間に生計維持関係がないもののうち先順位の者が死亡一時金を受け取ることができます（第4号）

つまり、配偶者以外の遺族については、死亡した者との間に生計維持関係がある者の方が、原則として生計維持関係のない者よりも先順位ということとなります。ただし、これらの順位にかかわらず、加入者又は加入者であった者は、第1項のただし書きにより、あらかじめ死亡一時金を受け取る者を指定することができます。指定できる遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、生計維持関係の有無は問われません。また、受取人の指定は、記録関連運営管理機関に対して行います。

なお、第1項第2号、第4号について養父母と実父母がいるときは、第2項により養父母の方が先順位となり、この場合の祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順となります。

死亡一時金を受けることができる遺族が複数いる場合は、第3項により、死亡一時金の額をその人数で等分した額をそれぞれの遺族が受ける額となります。

死亡一時金を受けることができる遺族がいない場合は、第4項により、死亡した者の個人別管理資産は死亡した者の相続財産とみなします。死亡一時金を受けることができる遺族がいる場合であっても、死亡した者の死亡後5年間、死亡一時金の請求がないときは、第5項により死亡一時金を受けることができる遺族はないものとみなし、第4項を適用して死亡した者の相続財産とみなします。

また、死亡一時金は、死亡した者の個人別管理資産が一時金として支給されるものですが、個人別管理資産は運用されているため、どの時点で額を確定するかという問題が生じます。この点については、確定拠出年金法施行規則第4条第2項第3号により、請求日から起算して3か月を経過する日までの間の規約で定める日における個人別管理資産の額が、死亡一時金の額となります。

なお、第42条により、死亡一時金の対象となる遺族に該当する場合であっても、故意の犯罪行為により加入者等を死亡させたときや、先順位の遺族を死亡させたときは、死亡一時金を受けることはできません。

確定拠出年金の死亡一時金は、加入者等が死亡した場合に個人別管理資産の額を給付として受けるもので、国民年金の死亡一時金など他の遺族給付よりも対象となる遺族の範囲が広がっている点や、法定の順位によらず受取人を指定する仕組みが設けられている点が特徴といえます。

今回は、「企業型年金の加入者掛金拠出（マッチング拠出）」です。

※記載内容は2023年10月1日現在の法令に基づくものです。